

始まります！

簡単

便利

平成30年
1月5日
(金)
スタート



コンビニ交付

マイナンバーカードがあればコンビニで住民票等
をお取りいただけます

取得できる証明書	住民票	印鑑証明書	所得証明 課税非課税証明 所得課税扶養証明	戸籍謄本(抄本) (全部(個人)事項証明書)	戸籍附票
ご利用の条件	南牧村に住民登録がある			本籍地が南牧村である	
	マイナンバーカードを持っている ※利用者証明用電子証明書の搭載が必要です				
		南牧村で印鑑登録をしている	転入された方は、税務係にお問い合わせください	住所が南牧村外の方はマルチコピー機・PCでの事前登録が必要 (登録申請後、利用可能まで5開庁日かかります)	
手数料	300円			450円	300円
ご利用時間	6:30~23:00 (12月29日~1月3日を除く)				
ご利用いただけるところ	マルチコピー機の設置された全国のコンビニエンスストア等				

役場でのマイナンバーカードの作り方

- ①身分証を持って役場1階窓口にお越しください
※身分証※
・運転免許証・パスポート・障害者手帳等のうち1点
・健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書等のうち2点
- ②役場職員が写真をお撮りします
- ③認証を押して終了です
マイナンバーカードは後日(2週間程度で)お渡しいたします。
出来上がりましたらご連絡いたしますので、役場へお越しください。

気軽にOK♪

簡単3ステップ

【問い合わせ先】
南牧村役場 住民課 1階窓口

TEL 0267-96-2211
FAX 0267-96-2158

コンビニ交付と同日スタート！ 窓口でマイナンバーカードを提示 →印鑑証明書が取得できます

《本人が申請する場合》

- ・窓口にて、マイナンバーカードか印鑑登録証(緑色)を提示してください。

《代理人が申請する場合》

- ・従来通り、窓口にて、印鑑登録証(緑色)を提示してください。



印鑑登録証（緑色） マイナンバーカード 通知カード(紙製)

注意

代理人が申請する場合は、マイナンバーカードを持参しても印鑑証明書を取得できません。必ず、印鑑登録証(緑色)を持参してください。

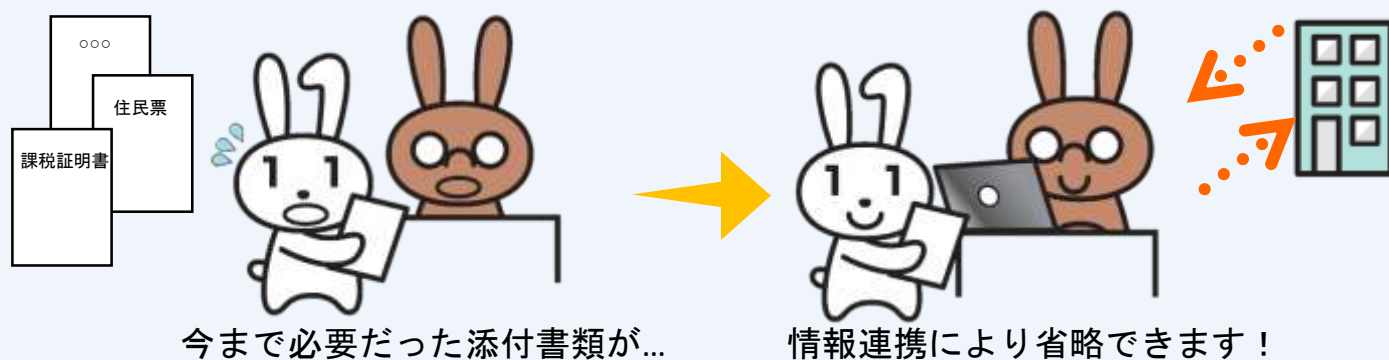
また、絶対にマイナンバーカードや通知カードを他人に渡さないでください。

マイナンバーカードを作成していただくことで、より便利で簡単に各種証明書を取得できます。

ぜひこの機会にご検討ください。

マイナンバー制度の「情報連携」について

- 情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに特定個人情報をやり取りすることです。
- 各種手続の際にマイナンバーを申請書等に記入することで、住民が行政機関等に提出する必要があった書類を省略できるようになります。2017年秋頃より順次、添付書類が省略できます。
- マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類（マイナンバー確認書類及び身元確認書類）をご用意ください。



※事務によっては、引き続き提出をお願いする添付書類がある場合があります。

※個別の事務手続の際には、各行政機関の案内を必ずご確認ください。

Q. どのような手続で添付書類が省略されるのですか？

A. 税や社会保障に関する一部の手続で添付書類が省略されます。具体的手続については、詳しくは内閣府のマイナンバーホームページをご覧ください。

Q. 情報連携でマイナンバーが漏れることはありませんか？

A. 情報連携ではマイナンバーを直接用いず、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止するなど様々な対策を講じています。

Q. 情報連携の記録を確認することはできますか？

A. ウェブサービス「マイナポータル」の機能「やりとり履歴」で確認することができます。マイナポータルへのログインにはマイナンバーカードが必要です。

“マイナンバーカード”の申請は簡単！

<郵送で>



<スマホで>



<パソコンで>



<証明写真機で>※



※機器の対応をご確認ください。

マイナンバー制度の安全対策Q & A

Q. マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れてしまうのですか？

A. 個人情報は一元管理しないので、芋づる式に漏えいすることはありません。

それぞれの機関が持つ個人情報を従来どおり分散して管理することで、情報漏えいの連鎖を防ぎます。

Q. 個人のマイナンバーを集めて、悪用されることはありませんか？

A. マイナンバーの利用範囲などは法律で厳しく制限されています。

法律に定められた範囲を超えて収集や保管を行うと、刑事罰を科せられる場合があります。

Q. マイナンバーを他人に知られたら、なりすましの被害に合うのではないですか？

A. マイナンバーの手続では本人確認を必ず行い、なりすましを防ぎます。

マイナンバーを使った手続では、申請者のマイナンバー確認と身分証等による身元確認が義務付けられています。

Q. マイナンバーのシステムでは、どのような安全対策をとっていますか？

A. システムにアクセスできる者を制限して、通信も暗号化しています。

不正なアクセスが行われないよう、第三者機関（個人情報保護委員会）が監視・監督しています。

Q. マイナンバーカードを無くしたら、ICチップの情報を盗まれませんか？

A. ICチップには、税や年金等の重要な個人情報は記録されません。

ICチップに記録されるのは、住所、氏名等の情報のみで、ICチップの利用には暗証番号も必要です。

Q. マイナンバーカードを持つと個人情報が丸裸になることはありませんか？

A. マイナンバーカードで、個人情報を名寄せして管理されることはありません。

マイナンバーカードを作ったり利用したりしても、ICチップ等に個人情報が蓄積されることはありません。

【お問合せ】

マイナンバー
総合フリーダイヤル



0120-95-0178

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30(年末年始を除く)

■紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受け付けます

【公式サイト】

マイナンバー



マイナンバー

